

令和6年2月13日
目黒区監査委員決定

令和6年度監査計画

1 基本方針

令和6年度の監査等は、目黒区監査委員監査基準に基づき、区の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、区民の福祉の増進に資することを目的として実施する。

2 各監査等の実施方針

(1) 定期監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

(2) 例月出納検査

会計管理者の現金の出納事務が正確に行われているか検査する。また、収入・支出等の財政収支の動態を主に計数面から把握し、他の監査等にも資するものとする。

(3) 決算審査

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。なお、定期監査の結果を踏まえて意見を付すものとする。

(4) 基金運用状況審査

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

(5) 財政健全化判断比率審査

財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

(6) 財政援助団体等監査

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えていたる団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。

なお、監査の実効性を高めるため、一定の会計書類調査を公認会計士等の専門機関に委託して実施する。

(7) 工事監査

工事の計画、設計、積算、契約、施工、設計変更、検査、維持管理、委託業務等に着眼し、技術的及び事務的観点からみて適正かについて監査する。

なお、監査の実効性を高めるため、技術面の調査を技術士等の専門機関に委託して行う。

(8) 行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

3 各監査等の実施期間

各監査等の実施期間は、別紙「令和6年度監査等実施計画書」のとおりとする。

なお、監査の実施が困難な状況が発生したときは、監査実施日程を変更するなどの検討を行い対応する。その際は別途通知する。

4 各監査等の実施

各監査等の具体的な内容は、別途個別計画において定め、監査等の実施に当たっては事前に関係部局等に通知する。

5 その他

社会状況等の変化を踏まえながら、監査に係る情報の管理と公開性の充実及び資料の電子化等について検討を深め、取り組んでいく。